

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局総務課介護保険指導室

## 介 護 保 險 最 新 情 報

### 今回の内容

#### 介護保険施設等運営指導マニュアルの 一部改正について（通知）

※今般の改正は、前回の一部改正通知（R4.12.28 老健局長通知：介護保険最新情報 Vol.1120）以後に発出された事務連絡等に基づき、更新が必要な部分を改正するものです。令和6年度報酬改定に基づく一部改正通知は、あらためて発出しますのでご承知おきください。

計46枚（本紙を除く）

Vol.1211

令和6年3月11日

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3957、3958)  
FAX : 03-3592-1281

老発0311第5号  
令和6年3月11日

都道府県知事  
各 殿  
市（区）町村長

厚生労働省老健局長  
(公印省略)

### 介護保険施設等運営指導マニュアルの一部改正について（通知）

介護保険施設等運営指導マニュアルについては、令和4年3月31日付け老発0331第7号当職通知によりお示ししていますが、その後、関係事務連絡等が発出されたことに伴い、当該マニュアル別添3「各種加算・減算適用要件等一覧」について別添により所要の改正を行いましたので通知いたします。

各自治体等におかれては、管内関係団体、介護保険施設等への周知をお願いするとともに、運営指導にあたっての参考にしていただくようお願いいたします。

なお、改正した別添3「各種加算・減算適用要件等一覧」については、以下の厚生労働省ホームページに掲載していますので参照してください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/shidou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/shidou/index.html)

(別添参考)

## ○介護保険施設等運営指導マニュアル 別添3「各種加算・減算適用要件等一覧」の主な改正概要一覧

### 【報酬改定関係の改正箇所について】

サービス種別	改正内容
介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算対象の全サービス (訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与、介護予防支援は対象外)	介護保険最新情報Vol.1159 (介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関するQ & Aの送付について)に基づき、「各種加算・減算適用要件等一覧」に該当部分を記載
	介護保険最新情報Vol.1167 (介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関するQ & A(vol.2)の送付について)に基づき、「各種加算・減算適用要件等一覧」に該当部分を記載

### 【報酬改定関係以外の改正箇所について】

サービス種別番号	サービス種別	改正内容
106	通所介護	
107	通所リハビリテーション	
603	認知症対応型通所介護	介護保険最新情報Vol.1127「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(Vol.13)(令和5年2月15日)に基づき、「各種加算・減算適用要件等一覧」に「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の基本報酬への加算」Q&Aを追記。
609	地域密着型通所介護	
701	介護予防認知症対応型通所介護	
104	訪問リハビリテーション	介護保険最新情報Vol.1157 (「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A Vol. 14 )(令和5年7月4日)」に基づき、「各種加算・減算適用要件等一覧」に「事業所の医師が診療せずにリハビリテーションを提供した場合の減算」Q&Aを追記。
403	介護予防訪問リハビリテーション	

新				旧					
101 訪問介護費				101 訪問介護費					
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算名	実施	体制	加算・減算		
2人の訪問介護員等による場合	○	加算	200／100	厚生労働大臣が定める要件(厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示第94号)を満たす場合であって、同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対して指定訪問介護を行ったとき。 <平成27年厚生労働省告示第94号第3号> 2人の訪問介護員等により訪問介護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当するとき。 イ 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合 ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ハ その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合	2人の訪問介護員等による場合	○	加算	200／100	厚生労働大臣が定める要件(厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示第94号)を満たす場合であって、同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対して指定訪問介護を行ったとき。 <平成27年厚生労働省告示第94号第3号> 2人の訪問介護員等により訪問介護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当するとき。 イ 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合 ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ハ その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	24／1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届けた指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員等他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(1から(四)までのいずれかを算定していること。	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	24／1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届けた指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員等他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(1から(四)までのいずれかを算定していること。
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A				介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善 支援補助金の取扱いに倣えばよいか。  貴重のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A v ol. 1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)	介護職員等ベースアップ等支援加算				
				介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ベースアップ等」という。)について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。  介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれについて、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等による賃金改善額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(1から(四)までのいずれかを算定していること。					

新

新				旧				
102 訪問入浴介護費				102 訪問入浴介護費				
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算名	実施	体制	加算・減算	
3人の介護職員による場合	○	減算	95／100	3人の介護職員による場合	○	減算	95／100	
利用者に対して、入浴により当該利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、指定訪問入浴介護事業所の介護職員3人が、指定訪問入浴介護を行った場合	<平成12年老企36号 第2の3(2)> 訪問入浴介護の提供に当たる3人の職員のうち、看護職員が含まれている場合であっても所定単位数に100分の95を乗じて得た単位数が算定されることには変わりがないものであること。	<平成12年老企36号 第2の3(2)> 訪問入浴介護の提供に当たる3人の職員のうち、看護職員が含まれている場合であっても所定単位数に100分の95を乗じて得た単位数が算定されることには変わりがないものであること。						
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	11／100	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	11／100	
介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善 支援費のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A v ol. 1~4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間1)	厚生労働大臣が定めた基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金改収等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員等他の職員の賃金改収について、賃金改収に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改収に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改収に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(1)から(IV)までのいずれかを算定していること。	厚生労働大臣が定めた基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金改収等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員等他の職員の賃金改収について、賃金改収に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改収に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改収に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(1)から(IV)までのいずれかを算定していること。						
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A				介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ベース加算」という。)については、加算額以上の賃金改収を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改収額が、全体の賃金改収額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。  介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改収を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改収額が、全体の賃金改収額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。  介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ベース加算」という。)については、加算額以上の賃金改収の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改収に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるべき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改収を実施するものと利用者の増加によるベースアップ等による賃金改収額の増加を勘定して、手当を上回り、ベースアップ等による賃金改収額が、全体の賃金改収額の三分の二以上にならなかった場合には、速やかに賃金規程を改正し、ベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかつた場合、原則として、ベース加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要となる。ただし、賃金改収期間の終了前に予見できない事情でベース加算の加算額が賃金改収計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改収計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改収見込額が、全体の賃金改収見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改収が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 間1)	新設			

新 104 訪問リハビリテーション費					旧 104 訪問リハビリテーション費					
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件	加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件	
集合住宅減算	○	減算	1回につき 90／100	指定訪問リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問リハビリテーション事業所と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定訪問リハビリテーション事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は指定訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場合	集合住宅減算	○	減算	1回につき 90／100	指定訪問リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問リハビリテーション事業所と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定訪問リハビリテーション事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は指定訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場合	
事業所の医師がり ハビリテーション計 画の作成に係る診 療を行わなかった 場合 Q&A			月の途中に、集合住宅に対する減算の適用を受ける建物に入居した又は当該建物から退去了した場合、月の全てのサービス提供分が減算の対象となる。	集合住宅減算について、利用者が減算対象となる建物に入居した日から退居した日までの間に受けたサービスについてのみ減算の対象となる。 ●定額報酬である「予防訪問介護費」及び「看護小規模多点検査料」について	事業所の医師がり ハビリテーション計 画の作成に係る診 療を行わなかった 場合 Q&A			月の途中に、集合住宅に対する減算の適用を受ける建物に入居した又は当該建物から退去了した場合、月の全てのサービス提供分が減算の対象となる。	集合住宅減算について、利用者が減算対象となる建物に入居した日から退居した日までの間に受けたサービスについてのみ減算の対象となる。 ●定額報酬である「予防訪問介護費」及び「看護小規模多点検査料」について	
事業所の医師がり ハビリテーション計 画の作成に係る診 療を行わなかった 場合 Q&A			別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている利用者に対し、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師が、自らは診療を行わず、当該別の医療機関の医師から情報を提供を受けてリハビリテーションを計画、指示してリハビリテーションを実施する場合において、当該別の医療機関の医師から提供された情報からは、環境因子や社会参加の状況等、リハビリテーションの計画、指示に必要な情報が得られない場合どのように対応すればよいか。	指定訪問リハビリテーション等を開始する前に、例えば当該指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に利用者を訪問させ、その状態についての評価を報告させる等の手段によって、必要な情報を適宜入手した上で医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が共同してリハビリテーションを計画し、事業所の医師の指示に基づいてリハビリテーションを行う必要がある。(平30.3版 VOL1 間59)  異なる、なお、別の医療機関の医師が応用研修のすべての単位を取得している必要はなく、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師に情報提供を行いうが属する月から前36ヶ月の間に合計6単位以上を取得しているか、又は令和6年3月31日までに取得を予定している(※)。また、別の医療機関の医師が指定訪問リハビリテーションを実施した場合、当該別の医療機関の医師が適切な研修の修了等をしていれば、基本報酬から50単位を減じて上級訪問リハビリテーション料等を算定できることとされている。この「適切な研修の修了等」に、日本医師会の「日医かかりつけ医機能研修制度」の応用研修の単位を取得した場合は含まれるか。	事業所の医師がり ハビリテーション計 画の作成に係る診 療を行わなかった 場合 Q&A			別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている利用者に対し、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師が、自らは診療を行わず、当該別の医療機関の医師から情報を提供を受けてリハビリテーションを計画、指示してリハビリテーションを実施する場合において、当該別の医療機関の医師が適切な研修の修了等をしていれば、基本報酬から50単位を減じて上級訪問リハビリテーション料等を算定できることとされている。この「適切な研修の修了等」に、日本医師会の「日医かかりつけ医機能研修制度」の応用研修の単位を取得した場合は含まれるか。	指定訪問リハビリテーション等を開始する前に、例えば当該指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に利用者を訪問させ、その状態についての評価を報告させる等の手段によって、必要な情報を適宜入手した上で医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が共同してリハビリテーションを計画し、事業所の医師の指示に基づいてリハビリテーションを行う必要がある。(平30.3版 VOL1 間59)	
(適用要件一覧)						104 訪問リハビリテーション費 (1/1)				

新

## 106 通所介護費

### 【通所介護の加算・減算に関する要件 概要】

- 加算・減算に関する要件については、基本的に以下の3つにおいて規定しています。

報酬告示は加算・減算の基本的要件を示すもの、留意事項通知・Q&Aはこれを補足するものとして定められています。

① 報酬告示	「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
② 留意事項通知	「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号)
③ Q&A	—

- 加算・減算によっては、以下において要件の詳細を規定しているものもあります。

④ 通所介護費等の算定方法	「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」(平成12年2月10日厚生省告示第27号)
⑤ 利用者等告示	「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
⑥ 大臣基準告示	「厚生労働大臣が定める基準」(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
⑦ 区分支給限度基準額外告示	「介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額」(平成12年2月10日厚生省告示第38号)
⑧ 3%加算解釈通知	「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第4号・老老発0316第3号)
⑨ 個別機能訓練加算等解釈通知	「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第3号・老老発0316第2号)

- 上記通知等のうち、令和3年度介護報酬改定により改正があった要件等については、厚生労働省HP(以下URL)に掲載しています。

令和3年度介護報酬改定について [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00034.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html)

旧

## 106 通所介護費

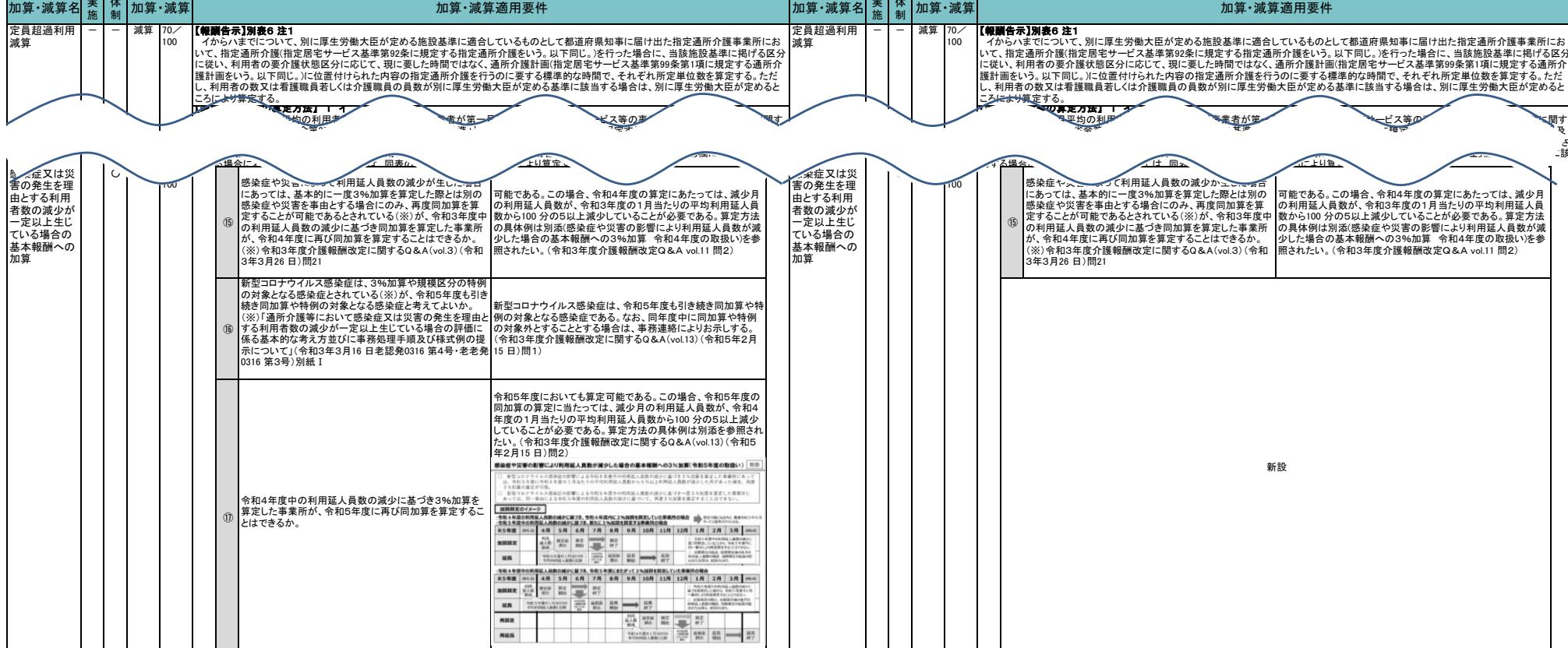
### 【通所介護の加算・減算に関する要件 概要】

- 加算・減算に関する要件については、基本的に以下の3つにおいて規定しています。

報酬告示は加算・減算の基本的要件を示すもの、留意事項通知・Q&Aはこれを補足するものとして定められています。

① 報酬告示	「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
② 留意事項通知	「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号)
③ Q&A	—

④ 通所介護費等の算定方法	「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」(平成12年2月10日厚生省告示第27号)
⑤ 利用者等告示	「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
⑥ 大臣基準告示	「厚生労働大臣が定める基準」(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
⑦ 区分支給限度基準額外告示	「介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額」(平成12年2月10日厚生省告示第38号)
⑧ 3%加算解釈通知	「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第4号・老老発0316第3号)
⑨ 個別機能訓練加算等解釈通知	「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第3号・老老発0316第2号)



加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件	加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件	
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	11／1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号の4(3)> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	11／1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号の4(3)> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A				<b>[Q&amp;A]</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; background-color: #cccccc;">Q</th> <th style="text-align: center; background-color: #cccccc;">A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;">① 介護職員等ベースアップ等支援加算 の取扱いは介護職員処遇改善 支援補助金の取扱いに倣えよいか。</td> <td style="padding: 10px;">貴見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&amp;A vol. 1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間1)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px;">② 介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返させる必要はあるか。</td> <td style="padding: 10px;">介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりペア加算の加算額が賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合には、速やかに賃金規程を改定しベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が图られなかつた場合、原則として、ペア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でペア加算の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を定期的に改訂してベースアップ等による賃金改変見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 間1)</td> </tr> </tbody> </table>	Q	A	① 介護職員等ベースアップ等支援加算 の取扱いは介護職員処遇改善 支援補助金の取扱いに倣えよいか。	貴見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol. 1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間1)	② 介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返させる必要はあるか。	介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりペア加算の加算額が賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合には、速やかに賃金規程を改定しベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が图られなかつた場合、原則として、ペア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でペア加算の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を定期的に改訂してベースアップ等による賃金改変見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 間1)
Q	A									
① 介護職員等ベースアップ等支援加算 の取扱いは介護職員処遇改善 支援補助金の取扱いに倣えよいか。	貴見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol. 1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間1)									
② 介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返させる必要はあるか。	介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりペア加算の加算額が賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合には、速やかに賃金規程を改定しベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が图られなかつた場合、原則として、ペア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でペア加算の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を定期的に改訂してベースアップ等による賃金改変見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 間1)									
									新設	

新			旧				
107 通所リハビリテーション費			107 通所リハビリテーション費				
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算名	実施	体制	加算・減算
定員超過利用減算	<input checked="" type="radio"/>	減算	70／100	定員超過利用減算	<input checked="" type="radio"/>	減算	70／100
感染症等発生で利用者数減少が一定以上生じている場合の加算 Q&A				感染症等発生で利用者数減少が一定以上生じている場合の加算 Q&A			
介護職員等ベースアップ等支援加算	<input checked="" type="radio"/>	加算	10／100	介護職員等ベースアップ等支援加算	<input checked="" type="radio"/>	加算	10／100
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A				介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A			

(適用要件一覧)

107 通所リハビリテーション費 (1/1)



新				旧			
109 短期入所療養介護費				109 短期入所療養介護費			
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算名	実施	体制	加算・減算
<b>介護老人保健施設における短期入所療養介護費</b>							
夜勤について	○	減算	97／100	夜勤について	○	減算	97／100
<p>厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合 &lt;平成12年厚生省告示第29号2イ(1)(2)&gt; (略) &lt;平成12年老企第40号第2の1&gt; (6)夜勤体制による減算について ①短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護養護施設サービスについては、夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の所定単位数の減算に係る規定(厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たしているところであるが、これらの規定は、夜間の安全の確保及び利用者等のニーズに対応し、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、夜勤を行う看護職員又は介護職員の員数不足の未然防止を図るよう努めるものとする。 ②夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の減算については、ある月(暦月)において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、所定単位数を減算されることとする。 イ夜勤時間帯午後10時から翌日の午前5時までの時間帯を含めた連続する16時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする。 において夜勤を行う職員の員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合 ロ夜勤時間帯において夜勤を行う職員の員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合 ③夜勤を行う職員の員数の算定における利用者等の数については、(5)2)を準用すること。この場合において「小数点第二位以下」とあるのは「小数点以下」と読み替えるものとする。 ④夜勤職員基準に定められる夜勤を行う職員の員数は、夜勤時間帯を通じて配置されるべき職員の員数であり、複数の職員が交代で勤務することにより該基準を満たして構わないものとする。また、夜勤職員基準に定められる員数に小数が生じる場合には、整数部分の員数の職員の配置に加えて、夜勤時間帯に勤務する別の職員の勤務時間数の合計を16で除して得た数が、小数部分の員数以上となるように職員を配置することとする。なお、この場合において、整数部分の員数の員数に加えて別の職員を配置する時間帯は、夜勤時間帯においていずれの時間帯においても、勤務する時間帯においては、勤務する時間帯において最も多く勤務する時間帯において最も多くの時間に充てられる。</p>	<p>厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合 &lt;平成12年厚生省告示第29号2イ(1)(2)&gt; (略) &lt;平成12年老企第40号第2の1&gt; (6)夜勤体制による減算について ①短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護養護施設サービスについては、夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の所定単位数の減算に係る規定(厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たしているところであるが、これらの規定は、夜間の安全の確保及び利用者等のニーズに対応し、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、夜勤を行う看護職員又は介護職員の員数不足の未然防止を図るよう努めるものとする。 ②夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の減算については、ある月(暦月)において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、所定単位数が減算されることとする。 イ夜勤時間帯午後10時から翌日の午前5時までの時間帯を含めた連続する16時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする。 において夜勤を行う職員の員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合 ロ夜勤時間帯において夜勤を行う職員の員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合 ③夜勤を行う職員の員数の算定における利用者等の数については、(5)2)を準用すること。この場合において「小数点第二位以下」とあるのは「小数点以下」と読み替えるものとする。 ④夜勤職員基準に定められる夜勤を行う職員の員数は、夜勤時間帯を通じて配置されるべき職員の員数であり、複数の職員が交代で勤務することにより該基準を満たして構わないものとする。また、夜勤職員基準に定められる員数に小数が生じる場合には、整数部分の員数の職員の配置に加えて、夜勤時間帯に勤務する別の職員の勤務時間数の合計を16で除して得た数が、小数部分の員数以上となるように職員を配置することとする。なお、この場合において、整数部分の員数の員数に加えて別の職員を配置する時間帯は、夜勤時間帯において最も多く勤務する時間帯である必要がある。</p>						
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	8／1000	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	8／1000
<p>厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 &lt;平成27年厚生労働省告示第95号4の3&gt;</p> <p>イ介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ訪問介護費における介護職員処遇改善加算(ⅠからⅢまで)のいずれかを算定していること。</p>	<p>厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 &lt;平成27年厚生労働省告示第95号4の3&gt;</p> <p>イ介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ訪問介護費における介護職員処遇改善加算(ⅠからⅢまで)のいずれかを算定していること。</p>						
介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに倣えよいか。							
介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合、加算額を返させる必要はあるか。							
介護職員等ベースアップ等支援加算Q&A							
<p>貴見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&amp;A vol.1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)</p> <p>介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合、加算額を返させる必要はあるか。</p> <p>介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善を実施しているものと見て取れる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要としている。そのため、加算額以上の賃金改善を実施しているものと見て取れる賃金改善計画が、利用者数の割合が三分の二以上であるペア加算の算定見込額が賃金改善計画の算定期間の三分の二以上にならなかつた場合には、これらによる賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合、加算額を返さなければならない。こうした掛け算が図られなかつた場合、原則として、ペア加算の要件を満たさない限り、加算額の全額が返還される。ただし、賃金改善の期間の終了後、もう一度できない事情でペア加算の加算額が賃金改善計画書で勘定している額を上回り、賃金改程の改定によるペアアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ペースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 問1)</p>	<p>貴見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&amp;A vol.1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)</p> <p>介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合、加算額を返させる必要はあるか。</p> <p>介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善を実施しているものと見て取れる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要としている。そのため、加算額以上の賃金改善を実施しているものと見て取れる賃金改善計画が、利用者数の割合が三分の二以上であるペア加算の算定見込額が賃金改善計画の算定期間の三分の二以上にならなかつた場合には、これらによる賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合、加算額を返さなければならない。こうした掛け算が図られなかつた場合、原則として、ペア加算の要件を満たさない限り、加算額の全額が返還される。ただし、賃金改善の期間の終了後、もう一度できない事情でペア加算の加算額が賃金改善計画書で勘定している額を上回り、賃金改程の改定によるペアアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ペースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 問1)</p>						新設

新							旧																				
109 短期入所療養介護費							109 短期入所療養介護費																				
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件			加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件																
療養病床を有する病院における短期入所療養介護費							療養病床を有する病院における短期入所療養介護費																				
夜勤について			減算	25単位	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合 <平成12年厚生省告示第29号2コ(1)(2)> (略) <平成12年老人企第40号第2の1> (6) 夜勤体制による減算について ① 短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスについては、夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の所定単位数の減算に係る規定(厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)以下「夜勤職員基準」という。)を置いているところであるが、これらの規定は、夜間の安全の確保及び利用者等のニーズに対応し、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、夜勤を行う看護職員又は介護職員の員数不足の未然防止を図るよう努めるものとする。 ② 夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の減算については、ある月(暦月)において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、所定単位数が減算されることとする。 ○ 夜勤時間帯 午後10時から翌日の午前5時までの時間に合めた連続する16時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする。(い)において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に満たない事態が2日以上連続して発生した場合 □ 夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に満たない事態が4日以上発生した場合 ③ 夜勤を行う職員の員数の算定における利用者等の数については、(5)2)を準用すること。この場合において「小数点第二位以下」とあるのは「小数点以下」と読み替えるものとする。 ④ 夜勤職員基準に定められる夜勤を行う職員の員数は、夜勤時間帯を通じて配置されるべき職員の員数であり、複数の職員が交代で勤務すべきにより当該基準を満たして構成すべきとする。また、夜勤職員基準に満たされる員数に小数が生じる場合は、整数部との配置に加えて、(1)6で除して得た小数部を16で除して得た小数部を16で除して得た小数部を16で除して得た小数部となる。	夜勤について			減算	25単位	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合 <平成12年厚生省告示第29号2コ(1)(2)> (略) <平成12年老人企第40号第2の1> (6) 夜勤体制による減算について ① 短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスについては、夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の所定単位数の減算に係る規定(厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)以下「夜勤職員基準」という。)を置いているところであるが、これらの規定は、夜間の安全の確保及び利用者等のニーズに対応し、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、夜勤を行う看護職員又は介護職員の員数不足の未然防止を図るよう努めるものとする。 ② 夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の減算については、ある月(暦月)において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、所定単位数が減算されることとする。 ○ 夜勤時間帯 午後10時から翌日の午前5時までの時間に合めた連続する16時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする。(い)において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に満たない事態が2日以上連続して発生した場合 □ 夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に満たない事態が4日以上発生した場合 ③ 夜勤を行う職員の員数の算定における利用者等の数については、(5)2)を準用すること。この場合において「小数点第二位以下」とあるのは「小数点以下」と読み替えるものとする。 ④ 夜勤職員基準に定められる夜勤を行う職員の員数は、夜勤時間帯を通じて配置されるべき職員の員数であり、複数の職員が交代で勤務すべきにより当該基準を満たして構成すべきとする。また、夜勤職員基準に満たされる員数に小数が生じる場合は、整数部との配置に加えて、(1)6で除して得た小数部を16で除して得た小数部を16で除して得た小数部となる。	夜勤について			減算	25単位	厚生労働大臣が定めた基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(I)から(III)までのいずれかを算定していること。	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	5／1000	厚生労働大臣が定めた基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(I)から(III)までのいずれかを算定していること。	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	5／1000	新
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A	介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに倣えよいか。	貢見どおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol. 1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間1)	介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合、加算額を返還させる必要はあるか。	介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合、加算額を返還させる必要はあるか。	介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合、加算額を返還させる必要はあるか。	介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりペア加算の加算額が賃金改善額で想定している額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合には、速やかに賃金規程を改定してベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が取られなかつた場合、原則として、ペア加算の要件を満たさない(すなはち、加算額の全額返還が必要と考へられる。ただし、賃金改善期間の終盤にて、予めできること等でペア加算の加算額が賃金改善計画で想定している額を上回る賃金規程の改定がある場合、ペア加算の増額が合意しないなど、合理的な事情が認められた場合には、この限りではその場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いすれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 間1)	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	5／1000																	

新			旧				
109 短期入所療養介護費			109 短期入所療養介護費				
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	実施	体制		
診療所における短期入所療養介護費			診療所における短期入所療養介護費				
定員超過利用減算		減算	70／100	定員超過利用減算	減算	70／100	
<p>利用者の数及び入院患者の数の合計数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号)に該当する場合</p> <p>&lt;平成12年厚生省告示第27号4ハ&gt;</p> <p>指定短期入所・療養介護の月平均の利用者の数が指定短期入所療養介護を行う病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第122条の規定に基づき都道府県知事(指定都市又は中核市の中市長)に提出した入院患者の定員を超えること</p>							
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	5／1000	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	5／1000
<p>厚生労働大臣が定めた基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届けた指定訪問介護事業者が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。</p> <p>&lt;平成27年厚生労働省告示第95号4の2&gt;</p> <p>介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じてること。</p> <p>訪問介護費における介護職員処遇改善加算(「から」印までのいすれかを算定していること。</p>							
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A	<p>介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに倣えよいか。</p> <p>黄見のとおり。</p> <p>介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&amp;A v.1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)</p> <p>介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合、加算額を返還させる必要はあるか。</p> <p>介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりペア加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、「ベースアップ等による賃金改善計画を改定しペースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が图られなかった場合、原則として、ペア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でペア加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合には、速やかに賃金規程を改定しペースアップ等の増額を図るべきである。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 問1)</p>			<p>厚生労働大臣が定めた基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届けた指定訪問介護事業者が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。</p> <p>&lt;平成27年厚生労働省告示第95号4の3&gt;</p> <p>介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じてること。</p> <p>訪問介護費における介護職員処遇改善加算(「から」印までのいすれかを算定していること。</p>			

新				旧				
109 短期入所療養介護費				109 短期入所療養介護費				
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算名	実施	体制	加算・減算	
<b>老人性認知症患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費</b>				<b>老人性認知症患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費</b>				
定員超過利用減算			減 70／10	利用者の数及び入院患者の数の合計数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号)に該当する場合  <平成12年厚生省告示第27号4口(1)> 指定短期入所療養介護の月平均の利用者の数が指定短期入所療養介護を行う病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第122条の規定に基づき都道府県知事(指定都市又は中核市の中核市長)に提出した入院患者の定員を超えること	定員超過利用減算		減 70／10	利用者の数及び入院患者の数の合計数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号)に該当する場合  <平成12年厚生省告示第27号4口(1)> 指定短期入所療養介護の月平均の利用者の数が指定短期入所療養介護を行う病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第122条の規定に基づき都道府県知事(指定都市又は中核市の中核市長)に提出した入院患者の定員を超えること
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	5／1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。  <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	5／1000 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。  <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A				介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに倣えよいか。  貴見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol. 1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間1)	介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合、加算額を返還させる必要はあるか。			介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合、加算額を返還させる必要はない。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりペア加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ペアアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合には、速やかに賃金改善額を改定しペアアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が图られなかつた場合、原則として、ペア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でペア加算の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるペアアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ペアアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 間1)

新			旧				
109 短期入所療養介護費			109 短期入所療養介護費				
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	実施	体制		
<b>介護医療院における短期入所療養介護費</b>			<b>介護医療院における短期入所療養介護費</b>				
夜勤について	減算	25単位	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合 <平成12年厚生省告示第29号2ハ(1)(2)> (略) <平成12年老人第40号第2の1> (6) 夜勤体制による減算について ① 短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスについては、夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の所定単位数の減算に係る規定(厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)。以下「夜勤職員基準」という。)を置いているところであるが、これらの規定は、夜間の安全の確保及び利用者等のニーズに対応し、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、夜勤を行う看護職員又は介護職員の員数不足の未然防止を図るよう努めるものとする。 ② 夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の減算については、ある月(暦月)において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、所定単位数が減算されることとする。 イ 夜勤時間帯 午後10時から翌日の午前5時までの時間帯を含めた連続する16時間を使い、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする。(において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合) ロ 夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合 ③ 夜勤を行う職員の員数の算定における利用者等の数については、(5)2)を準用すること。この場合において「小数点第二位以下」とあるのは「小数点以下」と読み替えるものとする。 ④ 夜勤職員基準に定められる夜勤を行う職員の員数は、夜勤時間帯を通じて配置されるべき職員の員数であり、複数の職員が交代で勤務することにより当該基準を満たして構わないものとする。また、夜勤職員基準に定められる員数に小数が生じる場合には、整数部分の員数の職員の配置に加えて、夜勤時間帯に勤務する別の職員の勤務時間数の合計を16で除して得た数が、小数部分の数以上となるよう職員を配置することとする。なお、この場合において、整数部分の員数の職員に加えて別の職員を配置する時間帯は、夜勤時間帯においていずれの時間でも接続する時間帯において最も多く配置する時間帯において最も多く配置する時間帯に充てることとする。	夜勤について	減算	25単位	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合 <平成12年厚生省告示第29号2ハ(1)(2)> (略) <平成12年老人第40号第2の1> (6) 夜勤体制による減算について ① 短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスについては、夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の所定単位数の減算に係る規定(厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)。以下「夜勤職員基準」という。)を置いているところであるが、これらの規定は、夜間の安全の確保及び利用者等のニーズに対応し、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、夜勤を行う看護職員又は介護職員の員数不足の未然防止を図るよう努めるものとする。 ② 夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の減算については、ある月(暦月)において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、所定単位数が減算されることとする。 イ 夜勤時間帯 午後10時から翌日の午前5時までの時間帯を含めた連続する16時間を使い、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする。(において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合) ロ 夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合 ③ 夜勤を行う職員の員数の算定における利用者等の数については、(5)2)を準用すること。この場合において「小数点第二位以下」とあるのは「小数点以下」と読み替えるものとする。 ④ 夜勤職員基準に定められる夜勤を行う職員の員数は、夜勤時間帯を通じて配置されるべき職員の員数であり、複数の職員が交代で勤務することにより当該基準を満たして構わないものとする。また、夜勤職員基準に定められる員数に小数が生じる場合には、整数部分の員数の配置に加えて、夜勤時間帯に勤務する別の職員の勤務時間数の合計を16で除して得た数が、小数部分の数以上となるよう職員を配置することとする。なお、この場合において、整数部分の員数の職員に加えて別の職員を配置する時間帯は、夜勤時間帯においていずれの時間でも接続する時間帯において最も多く配置する時間帯に充てることとする。
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算 5／1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員等の他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算 5／1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員等の他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A			介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに倣えればいいか。  見解のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A v ol. 1~4)を参照すること。(令和5年度 VOL 1 問1)	介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合、加算額を返還させる必要はあるか。			介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかったなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てた段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL 2 問1)

新				旧					
110 特定施設入居者生活介護費				110 特定施設入居者生活介護費					
特定施設入居者生活介護費				特定施設入居者生活介護費					
加算・減算名	実 施 制	加算・減算	加算・減算適用要件				加算・減算名		
							実 施 制		
人員基準欠如減算		減 算	70／100	看護職員又は介護職員の員数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号)に該当する場合  <平成12年厚生省告示第27号5> イ 指定特定施設の看護職員又は介護職員の員数が、指定居宅サービス基準(平成11年厚生省令第37号)第175条に定める員数を置いていないこと。	人員基準欠如減算	減 算	70／100	看護職員又は介護職員の員数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号)に該当する場合  <平成12年厚生省告示第27号5> イ 指定特定施設の看護職員又は介護職員の員数が、指定居宅サービス基準(平成11年厚生省令第37号)第175条に定める員数を置いていないこと。	
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加 算	15／10 00	厚生労働大臣が定めた、平成27年厚生労働省告示第95号に適合している介護職員の貢献度を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。  <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じてること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(ⅠからⅢ)までのいすれかを算定していること。	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加 算	15／10 00	厚生労働大臣が定めた、平成27年厚生労働省告示第95号に適合している介護職員の貢献度を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。  <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じてること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいすれかを算定していること。
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A				介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善 支援補助金の取扱いに従えよいか。  黄見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ & A vol. 1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間1)				新設	
				介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返却させる必要はあるか。  介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者の増加等によりペア加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合に、速やかに賃金規程を改定しベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかった場合、原則として、ペア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返却が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でペア加算の加算額が賃金改善計画書で想定している額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額期間に合わなかったなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いすれの場合(あつても、加算額以上の賃金改善が実施されることには必要である。(令和5年度 VOL2 間1)					

新			旧		
301 介護老人福祉施設サービス			301 介護老人福祉施設サービス		
加算・減算名	実施	加算・減算	加算・減算名	実施	加算・減算
<b>厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合。</b> <p>&lt;平成12年厚生省告示第29号の3&gt;</p> <p>イ 介護福祉施設サービス費又はユニット型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準          第1号口(1)の規定を準用する。          (第1号口(1))</p> <p>夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が次のとおりであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が25以下の特別養護老人ホームにあっては、1以上</li> <li>b 26以上60以下は、2以上</li> <li>c 61以上90以下は、3以上</li> <li>d 91以上100以下は、4以上</li> <li>e 101以上は、4に、100を越えて25又是その倍数を増すごとに1を加えて得た数以上</li> <li>f 1か月までの規定にかかるらず、次に掲げる要件のいずれにも適合する場合は、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数に応じて1か月までの規定に基づき算出される数に10分の8を乗じて得た数以上</li> <li>i 夜勤時間帯を通じて、利用者の動向を検知できる見守り機器(以下「見守り機器」という。)を当該短期入所生活介護事業所の利用者の数以上設置していること。</li> <li>ii 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。</li> <li>iii 見守り機器及び情報通信機器(以下「見守り機器等」といいう。)を活用する際の安全性及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共に当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。</li> <li>iv 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が、60以下の場合は1以上、61以上の場合は1か月までの規定にかかるらず、次に掲げる要件を満たして常時配置されていること。</li> <li>v 介護職員又は看護職員の勤務条件に関する基準</li> </ul>			<b>厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合。</b> <p>&lt;平成12年厚生省告示第29号の5&gt;</p> <p>イ 介護福祉施設サービス費又はユニット型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準          第1号口(1)の規定を準用する。          (第1号口(1))</p> <p>夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が次のとおりであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 指定期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が25以下の特別養護老人ホームにあっては、1以上</li> <li>b 26以上60以下は、2以上</li> <li>c 61以上90以下は、3以上</li> <li>d 91以上100以下は、4以上</li> <li>e 101以上は、4に、100を超過して25又是その倍数を増すごとに1を加えて得た数以上</li> <li>f 1か月までの規定にかかるらず、次に掲げる要件のいずれにも適合する場合は、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数に応じて1か月までの規定に基づき算出される数に10分の8を乗じて得た数以上</li> <li>i 夜勤時間帯を通じて、利用者の動向を検知できる見守り機器(以下「見守り機器」という。)を当該短期入所生活介護事業所の利用者の数以上設置していること。</li> <li>ii 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。</li> <li>iii 見守り機器及び情報通信機器(以下「見守り機器等」といいう。)を活用する際の安全性及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共に当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。</li> <li>iv 指定期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が、60以下の場合は1以上、61以上の場合は1か月までの規定にかかるらず、次に掲げる要件を満たして常時配置され、勤務条件に関する基準</li> </ul>		
<b>夜勤について</b>			<b>夜勤について</b>		
<b>介護職員等ベースアップ等支援加算</b>			<b>介護職員等ベースアップ等支援加算</b>		
<b>厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。</b> <p>&lt;平成27年厚生労働省告示第5号の4&gt;</p> <p>イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に該する計算を策定し、該計算にに基づき適切な措置を講じること。</p> <p>ウ 訪問介護費における介護職員追加改善加算(1)から(5)までのいずれかを算定していること。</p>			<b>厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。</b> <p>&lt;平成27年厚生労働省告示第5号の4&gt;</p> <p>イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に該する計算を策定し、該計算にに基づき適切な措置を講じること。</p> <p>ウ 訪問介護費における介護職員追加改善加算(1)から(5)までのいずれかを算定していること。</p>		
<b>介護職員等ベースアップ等支援加算</b>			<b>新設</b>		
<b>介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員待遇改善 支援補助金の取扱いに依存するよいか。</b>			<b>介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員待遇改善補助金に関するQ&amp;A v ol. 1~4)を参照すること。(令和5年度 VOL1問1)</b>		
<b>介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているもの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。</b>			<b>介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ベースアップ等」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施により、賃金改善額が決まって毎月支払われる手当による賃金改善額(以下「賃金改悪額」といいう。)に比べて、介護職員及びその他の職員のそれをそれに付随する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」といいう。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているもの、利用者数の増加等によりベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合は、速やかに賃金規程を改定しベースアップ等の増額を認めるべきである。こうした措置がとらわれない場合、原則として、ベースアップ等要件を満たさないものと見なす。賃金改悪額が決まって毎月支払われる手当による賃金改悪額の最終額に見守りできない事項でベースアップ等の増額を認めた場合、予見できない事項でベースアップ等による賃金改悪額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが過當である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2問1)</b>		

新				旧					
302 介護老人保健施設サービス				302 介護老人保健施設サービス					
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算名	実施	体制	加算・減算		
夜勤について		減算	97／100	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号6)を満たさない場合	夜勤について		減算	97／100	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号6)を満たさない場合
定員超過利用減算		減算	70	入所者の数が厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号13)に該当する場合 <平成12年厚生省告示第27号13> 入所者定数超過の場合	定員超過利用減算		減算	70	入所者の数が厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号13)に該当する場合 <平成12年厚生省告示第27号13> 入所者定数超過の場合
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	8／1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員等他の職員の賃金改善について、賃金改善を実施する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(ⅠからⅢまで)のいずれかを算定していること。	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	8／1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員等他の職員の賃金改善について、賃金改善を実施する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(ⅠからⅢまで)のいずれかを算定していること。
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A				介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善 支援補助金の取扱いに倣えよいか。  質見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A v ol. 1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL 1問1)	介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。	介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれについて、賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合には、速やかに賃金規程を改定しベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が图られなかつた場合、原則として、ペア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でペア加算の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL 2 問1)	新設		

新				旧				
303 介護療養型医療施設サービス				303 介護療養型医療施設サービス				
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算名	実施	体制	加算・減算	
<b>療養病床を有する病院における介護療養施設サービス</b>								
夜勤について			減算	夜勤について			減算	
25単位				25単位				
<p>療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設において、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合</p> <p>&lt;平成12年厚生省告示第29号イ&gt;</p> <p>イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準      病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準      (1) 指定期短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟(以下「療養病棟」という。)における夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、当該療養病床に係る指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計が30又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上であること。      (2) 療養病棟における夜勤を行う看護職員の数が1以上であること。      (3) 療養病棟における夜勤を行う看護職員又は介護職員の1人当たりの月平均夜勤時間数が64時間以下であること。</p> <p>ロ ユニット型病養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準      ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準      損定を適用</p>	<p>療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設において、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合</p> <p>&lt;平成12年厚生省告示第29号イ&gt;</p> <p>イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準      病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準      (1) 指定期短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟(以下「療養病棟」という。)における夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、当該療養病床に係る指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計が30又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上であること。      (2) 療養病床における夜勤を行う看護職員の数が1以上であること。      (3) 療養病床における夜勤を行う看護職員又は介護職員の1人当たりの月平均夜勤時間数が64時間以下であること。</p> <p>ロ ユニット型病養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準      ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準      損定を適用</p>							
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	5／1000	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	5／1000	
<p>厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。</p> <p>&lt;平成27年厚生労働省告示第95号4の3&gt;</p> <p>イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。      本 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(1)から(III)までのいずれかを算定していること。</p>	<p>厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。</p> <p>&lt;平成27年厚生労働省告示第95号4の3&gt;</p> <p>イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。      本 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(1)から(III)までのいずれかを算定していること。</p>							
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A								
<p>介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善 支援 補助 費見のとおり。      金の取扱いに倣えばよいか。</p> <p>介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&amp;A vol.1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)</p> <p>介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の 賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賞金改悪額が、全体の賞金改悪額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。</p>				<p>介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の 賃金改悪の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賞金改悪に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賞金改悪計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の 賃金改悪を実施しているもの、利用者の増加等によりペア加算の算定見込額が賞金改悪計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賞金改悪額が、全体の賞金改悪額の三分の二以上にならなかった場合には、速やかに賞金規程を改正し、ベースアップ等の増額を図らるべきであり、こうした措置が図られなかった場合、原則として、ペア加算の要件を満たさないため、加算額の 全額返還が必要と考えられる。ただし、賞金改悪期間の終盤に、予見できない事情でペア加算の算定見込額が賞金改悪計画で想定していた額を上回り、賞金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかったなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賞金改悪計画を立てて段階で、ベースアップ等による賞金改悪見込額が、全体の賞金改悪見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いすゞの場合であっても、加算額以上の 賃金改悪が実施されることを必要である。(令和5年度 VOL2 問1)</p>				

新				旧					
303 介護療養型医療施設サービス				303 介護療養型医療施設サービス					
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算名	実施	体制	加算・減算		
療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス				療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス					
定員超過入院減算			減算 70／100	利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合。	定員超過入院減算		減算 70／100	利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合。	
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	5／1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 イ 介護職員等他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	5／1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 イ 介護職員等他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A				介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善 支援補助金の取扱いに倣えよいか。  質見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol.1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間1)  介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額 以上の 賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。	介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりペア加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合には、速やかに賃金規程を改定しベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかった場合、原則として、ペア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でペア加算の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかったなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることには必要である。(令和5年度 VOL2 間1)	新設			

新				旧					
303 介護療養型医療施設サービス				303 介護療養型医療施設サービス					
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算名	実施	体制	加算・減算		
老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス				老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス					
定員超過入院減算		減算	70／100	利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合。	定員超過入院減算		減算	70／100	利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合。
介護職員等ベースアップ等支援加算	O	加算	5／1000	<p>厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。</p> <p>&lt;平成27年厚生労働省告示第95号の3&gt;</p> <p>介護職員等の他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定期間を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p>	介護職員等ベースアップ等支援加算	O	加算	5／1000	<p>厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。</p> <p>&lt;平成27年厚生労働省告示第95号の3&gt;</p> <p>介護職員等の他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定期間を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p>
介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに倣えよいか。	<p>貴見のとおり。      介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&amp;A vol. 1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間)</p>				<p>介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ベースアップ」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者の数の増加等によるベースアップの加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合には、速やかに賃金規制を改定しベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかつた場合には、原則として、ベースアップの要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要とされる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でベースアップの加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、賃金規制の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかったなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることには必要である。(令和6年度 VOL2 間)</p>				
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A					<p style="text-align: right;">新設</p>				

新 304 介護医療院				旧 304 介護医療院				
加算・減算名	実施	加算・減算	加算・減算適用要件	加算・減算名	実施	加算・減算	加算・減算適用要件	
夜勤について		減算	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合 <平成12年厚生省告示第29号7の2イ・ロ> I型介護医療院サービス費、II型介護医療院サービス費、特別介護医療院サービス費、ユニット型I型介護医療院サービス費、ユニット型II型介護医療院サービス費又はユニット型特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 イ 型介護医療院サービス費、II型介護医療院サービス費又は特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 （一）指定短期入所療養介護を行う介護医療院における夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が当該療養棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入所者の数の合計数が30又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上であること。 （二）当該介護医療院における夜勤を行う看護職員の数が1以上であること。	夜勤について		減算	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合 <平成12年厚生省告示第29号7の2イ・ロ> I型介護医療院サービス費、II型介護医療院サービス費、特別介護医療院サービス費、ユニット型I型介護医療院サービス費、ユニット型II型介護医療院サービス費又はユニット型特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 イ 型介護医療院サービス費、II型介護医療院サービス費又は特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 （一）指定短期入所療養介護を行う介護医療院における夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が当該療養棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入所者の数の合計数が30又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上であること。 （二）当該介護医療院における夜勤を行う看護職員の数が1以上であること。 （三）略	
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	厚生労働大臣が定めた基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号403> イ 介護職員等他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及び他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 示 訪問介護費における介護職員待遇改善加算(ⅠからⅢ)までのいずれかを算定していること。	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	5／1000 厚生労働大臣が定めた基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 イ 介護職員等他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及び他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 示 訪問介護費における介護職員待遇改善加算(ⅠからⅢ)までのいずれかを算定していること。	
介護職員等ベースアップ等支援加算Q&A			介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員待遇改善 支援補助金の取扱いに倣えればよいか。 貴見のとおり 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員待遇改善支援補助金に関するQ&A vol.1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間1)				新設	
			介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還される必要はあるか。	介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ベース加算」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりベース加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合には、速やかに賃金規程を改定しベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が图られなかつた場合には、原則として、ベース加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でベース加算の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないように、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることには必要である。(令和5年度 VOL2 間1)				

新							旧						
401 介護予防訪問入浴介護費							401 介護予防訪問入浴介護費						
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件			加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件		
2人の介護職員による場合	<input type="radio"/>	減算	95／100	利用者に対して、入浴により当該利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護職員2人が、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合	2人の介護職員による場合	<input type="radio"/>	減算	95／100	利用者に対して、入浴により当該利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護職員2人が、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合				
介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="radio"/>	加算	11／100	厚生労働大臣から平成27年厚生労働省告示第95号に適合している介護職員の貢献等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 ＜平成27年厚生労働省告示第95号4の3＞ イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。	介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="radio"/>	加算	11／100	厚生労働大臣から平成27年厚生労働省告示第95号に適合している介護職員の貢献等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 ＜平成27年厚生労働省告示第95号4の3＞ イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。				
介護職員等ベースアップ等支援加算Q&A	介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに倣えよいか。			貴見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol.1～4を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)	新設			介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返却させる必要はあるか。			介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりペア加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合には、速やかに賃金規程を改定しベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかつた場合、原則として、ペア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でペア加算の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てた段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 問1)		

新								旧																								
403 介護予防訪問リハビリテーション費								403 介護予防訪問リハビリテーション費																								
加算・減算名		実施 体制		加算・減算		加算・減算適用要件				加算・減算名		実施 体制		加算・減算		加算・減算適用要件																
同一建物減算	○	減算	90/100	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定介護予防訪問リハビリテーション事業所と同一建物(「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者又は指定介護予防訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合	同一建物減算	○	減算	90/100	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定介護予防訪問リハビリテーション事業所と同一建物(「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者又は指定介護予防訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合																							
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 Q&A						別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている者に対し、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師が、自らは診療を行わず、当該別の医療機関の医師から情報提供を受けたリハビリテーション計画、指示してリハビリテーションを実施する場合において、当該別の医療機関の医師から提供された情報からは、環境因子や社会参加の状況等、リハビリテーションの計画、指示に必要な情報が得られない場合どのように対応すればよいか。	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 Q&A				別のある医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている者に対し、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師が、自らは診療を行わず、当該別の医療機関の医師から情報提供を受けたリハビリテーション計画、指示してリハビリテーションを実施する場合において、当該別の医療機関の医師から提供された情報からは、環境因子や社会参加の状況等、リハビリテーションの計画、指示に必要な情報が得られない場合どのように対応すればよいか。	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 Q&A					別のある医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている者に対し、指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に利用者を訪問させ、その状態についての評価を機会とする等の手段によって、必要な情報を直接入力した上で医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が共同してリハビリテーションを計画し、事業所の医師の指示に基づいてリハビリテーションを行う必要がある。(平30.3版VOL1 間59)	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 Q&A				別のある医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている者に対し、指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に利用者を訪問させ、その状態についての評価を機会とする等の手段によって、必要な情報を直接入力した上で医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が共同してリハビリテーションを計画し、事業所の医師の指示に基づいてリハビリテーションを行う必要がある。(平30.3版VOL1 間59)	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 Q&A				別のある医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている者に対し、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師が、自らは診療を行わず、当該別の医療機関の医師から情報提供を受けたリハビリテーション計画、指示してリハビリテーションを実施した場合、当該別の医療機関の医師が適切な研修の修了等をしていれば、基本報酬から50単位を減じた上で訪問リハビリテーション事業所等の医師に情報提供をする際には、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師に「適切な研修の修了等をしている旨を伝達することが望ましい。 (※)応用研修における下位単位のうち、いずれか1単位以上を含むこと ○令和5年度 ・介護保険制度における医療提供と生活期リハビリテーション ・地域リハビリテーションの多職種協働による一體的取組 ○令和4年度 ・かかりつけ医に必要な生活期リハビリテーションの実際 ・リハビリテーションと栄養管理・摂食嚥下障害 ・在宅リハビリテーション症例 (参考)「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.12) (令和4年7月20日)」問1を一部修正した。令和3年度 VOL14 間1)	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 Q&A				別のある医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている者に対し、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師が、自らは診療を行わず、当該別の医療機関の医師から情報提供を受けたリハビリテーション計画、指示してリハビリテーションを実施した場合、当該別の医療機関の医師が適切な研修の修了等をしていれば、基本報酬から50単位を減じた上で訪問リハビリテーション事業所等の医師に情報提供をする際には、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師に「適切な研修の修了等をしている旨を伝達することが望ましい。 (※)応用研修における下位単位のうち、いずれか1単位以上を含むこと。 ○令和4年度 ・フレイル予防・対策」「地域リハビリテーション」「かかりつけ医に必要な生活期リハビリテーションの実際」「在宅リハビリテーションと栄養管理・摂食嚥下障害」のうち、いずれか1単位以上を含むこと。)を取得又は取得を予定していることはよい。また、別のある医療機関の医師が訪問リハビリテーション事業所等の医師に情報提供をする際に下記を参考とした記載をすることが望ましい。 「適切な研修の修了等をしている。」(令和4年度 VOL12 間1)
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 Q&A						別のある医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている者に対し、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師が、自らは診療を行わず、当該別の医療機関の医師から情報提供を受けたリハビリテーション計画、指示してリハビリテーションを実施した場合、当該別の医療機関の医師が適切な研修の修了等をしていれば、基本報酬から50単位を減じた上で訪問リハビリテーション事業所等の医師に情報提供をする際には、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師に「適切な研修の修了等をしている旨を伝達することが望ましい。 (※)応用研修における下位単位のうち、いずれか1単位以上を含むこと ○令和5年度 ・介護保険制度における医療提供と生活期リハビリテーション ・地域リハビリテーションの多職種協働による一體的取組 ○令和4年度 ・かかりつけ医に必要な生活期リハビリテーションの実際 ・リハビリテーションと栄養管理・摂食嚥下障害 ・在宅リハビリテーション症例 (参考)「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.12) (令和4年7月20日)」問1を一部修正した。令和3年度 VOL14 間1)	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 Q&A					別のある医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている者に対し、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師が、自らは診療を行わず、当該別の医療機関の医師から情報提供を受けたリハビリテーション計画、指示してリハビリテーションを実施した場合、当該別の医療機関の医師が適切な研修の修了等をしていれば、基本報酬から50単位を減じた上で訪問リハビリテーション事業所等の医師に情報提供をする際には、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師に「適切な研修の修了等をしている旨を伝達することが望ましい。 (※)応用研修における下位単位のうち、いずれか1単位以上を含むこと。 ○令和4年度 ・フレイル予防・対策」「地域リハビリテーション」「かかりつけ医に必要な生活期リハビリテーションの実際」「在宅リハビリテーションと栄養管理・摂食嚥下障害」のうち、いずれか1単位以上を含むこと。)を取得又は取得を予定していることはよい。また、別のある医療機関の医師が訪問リハビリテーション事業所等の医師に情報提供をする際に下記を参考とした記載をすることが望ましい。 「適切な研修の修了等をしている。」(令和4年度 VOL12 間1)																				





新				旧			
407 介護予防短期入所療養介護費				407 介護予防短期入所療養介護費			
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算名	実施	体制	加算・減算
<b>介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費</b>							
夜勤について			減算 97／100	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号9イ(1)(2))を満たさない場合			
定員超過利用減算			減算 70	利用者の数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号)に該当する場合(利用定員を超えた場合) 医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合	定員超過利用減算		減算 97／100
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算 8／1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年度厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年度厚生労働省告示第95号403>	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算 8／1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年度厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年度厚生労働省告示第95号4の3>
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A			介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに倣えよいか。  介護職員等ベースアップ等支援加算について、賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合、加算額を返送させる必要はあるか。	見見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol. 1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)			新設

新						旧									
407 介護予防短期入所療養介護費						407 介護予防短期入所療養介護費									
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件			加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件				
<b>療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費</b>						<b>療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費</b>									
夜勤について			減算	25単位	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号9回(1)(2))を満たさない場合			夜勤について			減算	25単位	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号9回(1)(2))を満たさない場合		
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	5／1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善に於いて、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及び他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ハ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。			介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	5／1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年度厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善に於いて、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及び他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ハ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。				
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A	介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに倣えよいか。  <b>貴見のとおり。</b> 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A(ol. 1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間1)						<b>新設</b> 介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及び他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりベースアップ等の加算額が(賃金改善計画で想定している額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合には、速やかに賃金規程を改定しベースアップ等の増額を図るべきである。したがって、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でベースアップ等の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる際は、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二以上を大きめに設定することが適当である。なお、いすゞの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることには必要である。(令和5年度 VOL2 間1)								

新 407 介護予防短期入所療養介護費				旧 407 介護予防短期入所療養介護費			
加算・減算名	実施 体制	加算・減算	加算・減算適用要件	加算・減算名	実施 体制	加算・減算	加算・減算適用要件
診療所における介護予防短期入所療養介護費				診療所における介護予防短期入所療養介護費			
定員超過利用減算		減算	70／100  <平成12年厚生省告示第27号18ハ> 利用者定数超過の場合	定員超過利用減算		減算	70／100  <平成12年厚生省告示第27号18ハ> 利用者定数超過の場合
ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費について、厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)を満たさない場合		減算	1日  <平成27年厚生労働省告示第96号18> については、ユニット型診療所の運営の状況に応じて、介護職員又は看護職員の配置する場合。	ユニット型診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費について、厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)を満たさない場合		減算	1日  <平成27年厚生労働省告示第96号18> については、ユニット型診療所の運営の状況に応じて、介護職員又は看護職員の配置する場合。
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	5／1000  <平成27年厚生労働省告示第95号>に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号403> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及び他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	5／1000  <平成27年厚生労働省告示第95号>に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号403> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及び他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善 支援補助金の取扱いに倣えよいか。			見直のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A(vol.1~4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)	介護職員等ベースアップ等支援加算			見直のとおり。 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号403> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及び他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A			介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。	介護職員等ベースアップ等支援加算			介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ベースアップ」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要としている。そのため、加算額以上の賃金改善を実施するものの、利用者数の増加により、加算額の賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合には、速やかに賃金規程を改定してベースアップの額を回復のままであり、こうした状態が図られなかつた場合、原則として、ベースアップの算定作業を満たさないため、加算額の全額返還が必要となる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でベースアップの加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることには必要である。(令和5年度 VOL1 問1)

新				旧			
407 介護予防短期入所療養介護費				407 介護予防短期入所療養介護費			
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算名	実施	体制	加算・減算
<b>老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費</b>				<b>老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費</b>			
定員超過利用減算			減算 70／100	定員超過利用減算			減算 70／100
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号180(1))に該当する場合(利用定員を超えた場合) <平成12年厚生省告示第27号180(1)> 利用者定数超過の場合				利用者の数及び入院患者の数の合計数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号180(1))に該当する場合(利用定員を超えた場合) <平成12年厚生省告示第27号180(1)> 利用者定数超過の場合
			医師、看護職員若しくは介護職員の員数が厚生大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号180(2)(3))に該当する場合(基準に定める員数をおいていない場合) <平成12年厚生省告示第27号180(2)(3)> 職員数が基準を満たない場合				医師、看護職員若しくは介護職員の員数が厚生大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号180(2)(3))に該当する場合(基準に定める員数をおいていない場合) <平成12年厚生省告示第27号180(2)(3)> 職員数が基準を満たない場合
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算 5／1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員等他の職員の賃金改悪について、賃金改悪に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改悪に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改悪に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(ⅠからⅢまでのいずれか)を算定していること。	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算 5／1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員等他の職員の賃金改悪について、賃金改悪に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改悪に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改悪に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(ⅠからⅢまでのいずれか)を算定していること。
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A			介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに倣えよいか。  介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改悪を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改悪額が、全体の賃金改悪額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。				新設

新						旧					
407 介護予防短期入所療養介護費						407 介護予防短期入所療養介護費					
加算・減算名	実施	休制	加算・減算	加算・減算適用要件		加算・減算名	実施	休制	加算・減算	加算・減算適用要件	
介護医療院における介護予防短期入所療養介護費						介護医療院における介護予防短期入所療養介護費					
夜勤について			減算	25単位	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号9)を満たさない場合	夜勤について			減算	25単位	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号9)を満たさない場合
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	5／1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第35号)に適合している介護職員の嘱託等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業者が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第55号の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に關する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第35号)に適合している介護職員の嘱託等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業者が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号の4> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に關する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。						
介護職員等ベースアップ等支援加算					見立のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに倣えよいか。	介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善の実績に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第35号)に適合する職員の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に關する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者の数によりペア加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合には、速やかに賃金規則を改定し、ベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかった場合、原則として、ペア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返却が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でペア加算の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等による賃金改善額が間に合わなかったなど、合理的な事情が認められる場合はこの限りではない。この翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てた段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL1 問1)	見立のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善の実績に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第35号)に適合する職員の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に關する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者の数によりペア加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合には、速やかに賃金規則を改定し、ベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかった場合、原則として、ペア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返却が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でペア加算の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等による賃金改善額が間に合わなかったなど、合理的な事情が認められる場合はこの限りではない。この翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てた段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL1 問1)				
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A					新設						

新							旧						
408 介護予防特定施設入居者生活介護費							408 介護予防特定施設入居者生活介護費						
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件			加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件		
人員基準欠如減算			減算	70／100	看護職員又は介護職員の員数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号)に該当しない場合(基準に定める員数を置いていない場合)  <平成12年厚生省告示第27号19> 職員数が基準を満たない場合		人員基準欠如減算			減算	70／100	看護職員又は介護職員の員数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号)に該当しない場合(基準に定める員数を置いていない場合)  <平成12年厚生省告示第27号19> 職員数が基準を満たない場合	
身体拘束廃止未実施減算			減算	10／100	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)を満たさない場合  <平成27年厚生労働省告示第95号119の3> 指定介護予防サービス等基準第239条第2項又は第3項に規定する基準に適合していること。  <指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生省令第35号)> 身体拘束等の禁止		身体拘束廃止未実施減算			減算	10／100	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)を満たさない場合  <平成27年厚生労働省告示第95号119の3> 指定介護予防サービス等基準第239条第2項又は第3項に規定する基準に適合していること。  <指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生省令第35号)> 身体拘束等の禁止	
介護職員等ベースアップ等支援加算	○		加算	15／1000	業者に周辺の介護職員の見込額を算定する場合  厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。  <平成27年厚生労働省告示第95号403> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ウ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(ⅠからⅢ)までのいずれかを算定していること。		介護職員等ベースアップ等支援加算	○		加算	15／1000	業者に周辺の介護職員の見込額を算定する場合  厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。  <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ウ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(ⅠからⅢ)までのいずれかを算定していること。	
介護職員等ベースアップ等支援加算Q&A				介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善 支援補助金の取扱いに倣えよいか。  介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol.1～4を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)	見見のとおり。  介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol.1～4を参考すること。(令和5年度 VOL1 問1)		介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。  介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ベースアップ」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第9号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者の数の増加等によりベースアップの加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合には、速やかに賃金規程を改定し、ベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかつた場合、原則として、ベースアップの要件を満たさないため、加算額の全额返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でベースアップの加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 問1)	見見のとおり。  介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ベースアップ」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第9号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者の数の増加等によりベースアップの加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合には、速やかに賃金規程を改定し、ベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかつた場合、原則として、ベースアップの要件を満たさないため、加算額の全额返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でベースアップの加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 問1)	新設				

新							旧												
601 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費							601 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費												
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件			加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件								
准看護師が訪問看護サービスを行った場合	<input type="radio"/>		減算	98／100	准看護師が訪問看護サービスを行った場合			准看護師が訪問看護サービスを行った場合	<input type="radio"/>		減算	98／100	准看護師が訪問看護サービスを行った場合						
				月に1度でも准看護師が訪問看護サービスを提供した場合、所定単位数の10分の98の単位数を算定する(平成24.3版VOL267 間144) 0分の98の単位数を算定するのか。								月に1度でも准看護師が訪問看護サービスを提供した場合、所定単位数の10分の98の単位数を算定するか。							
准看護師が訪問看護サービスを行った場合	<input type="radio"/>		加算	24／1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(I)から(III)までのいずれかを算定していること。		介護職員等ベースアップ等支援加算	<input type="radio"/>		加算	24／1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(I)から(III)までのいずれかを算定していること。							
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A				介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善 支援補助金の取扱いに倣えよいか。  介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A(1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間1)  介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。		介護職員等ベースアップ等支援加算									新設				
				見込みどおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A(1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間1)  介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。															

新 602 夜間対応型訪問介護費				旧 602 夜間対応型訪問介護費			
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算名	実施	体制	加算・減算
認知症専門ケア加算(Ⅰ)			加算・減算適用要件	認知症専門ケア加算(Ⅰ)			加算・減算適用要件
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	○	加算	24／1000	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	○	加算	24／1000
介護職員等ベースアップ等支援加算			介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算			介護職員等ベースアップ等支援加算
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A			介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A	介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A			介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A

新

## 603 認知症対応型通所介護費

### 【認知症対応型通所介護の加算・減算に関する要件 摘要】

- 加算・減算に関する要件については、基本的に以下の3つにおいて規定しています。

報酬告示は加算・減算の基本的要件を示すもの、留意事項通知・Q&Aはこれを補足するものとして定められています。

① 報酬告示	「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)
② 留意事項通知	「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月31日老若発第0331005号・老若発第0331005号・老若発第0331018号)
③ Q&A	-

- 加算・減算によっては、以下において要件の詳細を規定しているものもあります。

④ 通所介護費	「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」(平成12年2月10日厚生省告示第27号)
⑤ 利用者等告示	「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
⑥ 大臣基準告示	「厚生労働大臣が定める基準」(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
⑦ 区分支給限度基準額外告示	「介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額」(平成12年2月10日厚生省告示第38号)
⑧ 3%加算解釈通知	「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老若発0316第4号・老若発0316第3号)
⑨ 個別機能訓練加算等解釈通知	「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老若発0316第3号・老若発0316第2号)

- 上記通知等のうち、令和3年度介護報酬改定により改正があった要件等については、厚生労働省HP(以下URL)に掲載しています。

令和3年度介護報酬改定について [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000018841\\_00034.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000018841_00034.html)

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件	加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
定員超過利用減算	-	-	減算 70／100	<b>【報酬告示】別表3 注1</b> 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げた区分に從い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画(指定地域密着型サービス基準第52条第1項に規定する認知症対応型通所介護計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を行なうに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。	<b>【報酬告示】別表3 注1</b> 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げた区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画(指定地域密着型サービス基準第52条第1項に規定する認知症対応型通所介護計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を行なうに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。				
				<b>【通所介護費等の算定方法】6 イ</b> 指定認知症対応型通所介護の月平均の利用延人日数と、認知症対応型通所介護の月平均の利用延人日数との比率を算定する。	<b>【通所介護費等の算定方法】6 イ</b> 指定認知症対応型通所介護の月平均の利用延人日数と、認知症対応型通所介護の月平均の利用延人日数との比率を算定する。				
感染症又は災害による利用延人日数の減少に対する基本報酬への加算	○	加算	3／100	<b>(14)</b> 感染症や災害によつて利用延人日数の減少が生じた場合にあっては、減少月の利用延人日数が、令和3年度中の1月当たりの平均利用延人日数から5%以上減少していることが必要である。算定方法の具体的例は別添「感染症や災害の影響により利用延人日数が減少した場合の基本報酬への3%加算」令和4年度の取扱い)を参照されたい。(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)(令和3年3月26日)問2)	<b>(14)</b> 感染症や災害によつて利用延人日数の減少が生じた場合にあっては、減少月の利用延人日数が、令和3年度中の1月当たりの平均利用延人日数から5%以上減少していることが必要である。算定方法の具体的例は別添「感染症や災害の影響により利用延人日数が減少した場合の基本報酬への3%加算」令和4年度の取扱い)を参照されたい。(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)(令和3年3月26日)問2)				
				<b>(15)</b> 新型コロナウイルス感染症は、3%加算や複数区分の特例の対象となる感染症とされている(※)が、令和5年度も引き続き同加算や特例の対象となる感染症と考えてよいか。  (※)「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老若発0316第4号・老若発0316第3号)別紙1	<b>(15)</b> 新型コロナウイルス感染症は、令和5年度も引き続き同加算や特例の対象となる感染症である。なお、同年度中に同加算や特例の対象外となることとする場合は、事務連絡により示す。(※)「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老若発0316第4号・老若発0316第3号)別紙1				
				<b>(16)</b> 令和4年度中の利用延人日数の減少に基づき3%加算を算定した事業所が、令和5年度に再び同加算を算定することはできるか。  新型コロナウイルス感染症は、令和5年度も引き続き同加算や特例の対象となる感染症である。なお、同年度中に同加算や特例の対象外となることとする場合は、事務連絡により示す。(※)「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老若発0316第4号・老若発0316第3号)別紙1	<b>(16)</b> 令和5年度においても算定可能である。この場合、令和5年度の同加算の算定に当たっては、減少月の利用延人日数が、令和4年度の1月当たりの平均利用延人日数から100 分の5以上減少していることが必要である。算定方法の具体的例は別添「感染症や災害の影響により利用延人日数が減少した場合の基本報酬への3%加算」令和4年度の取扱い)を参照されたい。(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.13)(令和5年2月15日)問2)				
				<b>感染症又は災害による利用延人日数の減少に対する基本報酬への加算</b>	<b>感染症又は災害による利用延人日数の減少に対する基本報酬への加算</b>				
				<b>(17)</b> 感染症や災害によつて利用延人日数の減少が生じた場合にあっては、減少月の利用延人日数が、令和3年度中の1月当たりの平均利用延人日数から100 分の5以上減少していることが必要である。算定方法の具体的例は別添「感染症や災害の影響により利用延人日数が減少した場合の基本報酬への3%加算」令和4年度の取扱い)を参照されたい。(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)(令和3年3月26日)問2)	<b>(17)</b> 感染症や災害によつて利用延人日数の減少が生じた場合にあっては、減少月の利用延人日数が、令和3年度中の1月当たりの平均利用延人日数から100 分の5以上減少していることが必要である。算定方法の具体的例は別添「感染症や災害の影響により利用延人日数が減少した場合の基本報酬への3%加算」令和4年度の取扱い)を参照されたい。(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)(令和3年3月26日)問2)				
				<b>【報酬告示】別表3 注1</b> 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)を行なうに要する標準的な時間で、それそれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。	<b>【報酬告示】別表3 注1</b> 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)を行なうに要する標準的な時間で、それそれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。				
				<b>【通所介護費等の算定方法】6 イ</b> 指定認知症対応型通所介護の月平均の利用延人日数と、認知症対応型通所介護の月平均の利用延人日数との比率を算定する。	<b>【通所介護費等の算定方法】6 イ</b> 指定認知症対応型通所介護の月平均の利用延人日数と、認知症対応型通所介護の月平均の利用延人日数との比率を算定する。				

新

加算・減算適用要件				加算・減算適用要件										
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算名	実施	体制	加算・減算							
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	23／1 000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 イ 介護職員等の他の職員の賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれをぞつて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(弁てる賃金改善)に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 イ 介護職員等の他の職員の賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれをぞつて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(弁てる賃金改善)に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	○	加算	23／1 000						
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A				<b>【Q&amp;A】</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 15%;">Q</th> <th style="text-align: center; width: 15%;">A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">① 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&amp;A(vol. 1~4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)</td> <td style="padding: 5px;">貴見のおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&amp;A(vol. 1~4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">② 介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。</td> <td style="padding: 5px;">介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という)については、加算額以上の賃金改善の実績に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれをぞつて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という)による賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりペア加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合には、速やかに賃金規程を改定しベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかつた場合は、原則として、ペア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考へられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できぬ事情でペア加算の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 問1)</td> </tr> </tbody> </table>	Q	A	① 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A(vol. 1~4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)	貴見のおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A(vol. 1~4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)	② 介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。	介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という)については、加算額以上の賃金改善の実績に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれをぞつて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という)による賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりペア加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合には、速やかに賃金規程を改定しベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかつた場合は、原則として、ペア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考へられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できぬ事情でペア加算の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 問1)	新設			
Q	A													
① 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A(vol. 1~4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)	貴見のおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A(vol. 1~4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)													
② 介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。	介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という)については、加算額以上の賃金改善の実績に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれをぞつて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という)による賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりペア加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合には、速やかに賃金規程を改定しベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかつた場合は、原則として、ペア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考へられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できぬ事情でペア加算の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 問1)													

新 604 小規模多機能型居宅介護費					旧 604 小規模多機能型居宅介護費				
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件	加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
登録者定員超過減算	○	減算	70/100	登録者の数が市町村長に提出した運営規程に定められる登録定員を超えた場合	登録者定員超過減算	○	減算	70/100	登録者の数が市町村長に提出した運営規程に定められる登録定員を超えた場合
人員基準欠如減算				従業者が指定地域密着型サービス基準に定める員数をおいてないこと。	人員基準欠如減算				従業者が指定地域密着型サービス基準に定める員数をおいてないこと。
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加	17／1000	厚生労働大臣から平成27年厚生労働省告示第95号(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の見込額等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善の費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定していること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加	17／1000	厚生労働大臣から平成27年厚生労働省告示第95号(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の見込額等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善の費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A				介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善 支援補助金の取扱いに倣えよいか。  介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol. 1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)  介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。					介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者の増加等によりペア加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合には、速やかに賃金規程を改定しベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかった場合、原則として、ペア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でペア加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 問1)

新				旧					
605 認知症対応型共同生活介護費				605 認知症対応型共同生活介護費					
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件	加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合			減算 97/100	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合 <平成12年厚生省告示第29号第3号> 指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに夜勤を行う介護従業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第90条第1項に規定する介護従業者をいう。)の数が、当該事業所を構成する共同生活住居(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに1以上であること。ただし、同令第90条第1項ただし書の規定が適用される場合においては、当該ただし書に規定する必要な数以上であること。	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合			減算 97/100	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合 <平成12年厚生省告示第29号第3号> 指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに夜勤を行う介護従業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第90条第1項に規定する介護従業者をいう。)の数が、当該事業所を構成する共同生活住居(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに1以上であること。ただし、同令第90条第1項ただし書の規定が適用される場合においては、当該ただし書に規定する必要な数以上であること。
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算 23/1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ)介護職員等他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額か介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回りかつ、介護職員及びその他の職員のそれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ)訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算 23/1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ)介護職員等他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額か介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回りかつ、介護職員及びその他の職員のそれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ)訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。		
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A			介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善 支援補助金の 取扱いに倣えよいか。	裏見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol. 1~4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間1)					新設

新 606 地域密着型特定施設入居者生活介護費							旧 606 地域密着型特定施設入居者生活介護費							
加算・減算名	実施 体制	加算・減算	加算・減算適用要件			加算・減算名	実施 体制	加算・減算	加算・減算適用要件					
人員基準欠如減算		減算 70/100	看護職員又は介護職員の員数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号)に該当する場合 <平成12年厚生省告示第27号5> イ 指定特定施設看護職員又は介護職員の員数が、指定居宅サービス基準(平成11年厚生省令第37号)第175条に定める員数を置いていないこと。			人員基準欠如減算		減算 70/100	看護職員又は介護職員の員数が厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第27号)に該当する場合 <平成12年厚生省告示第27号5> イ 指定特定施設看護職員又は介護職員の員数が、指定居宅サービス基準(平成11年厚生省令第37号)第175条に定める員数を置いていないこと。					
身体拘束廃止未実施減算		減算 10/100	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)を満たさない場合 <平成27年厚生労働省告示第95号42の2> 指定居宅サービス基準第183条第5項又は第6項に規定する基準に適合していること。 <指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)> <指定特定施設入居者生活介護の取扱方針>			身体拘束廃止未実施減算		減算 10/100	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)を満たさない場合 <平成27年厚生労働省告示第95号42の2> 指定居宅サービス基準第183条第5項又は第6項に規定する基準に適合していること。 <指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)> <指定特定施設入居者生活介護の取扱方針>					
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算 15/1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及び他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(1)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。			介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算 15/1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及び他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(1)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。					
介護職員等ベースアップ等支援加算Q&A			介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善 支援補助金の取扱いに倣えよいか。  介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返送させる必要はあるか。			見対のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol. 1~4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間1)			介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ベースアップ」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)において、介護職員及び他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることとする。 イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及び他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることとする。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(1)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。			新設		

新 607 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費							旧 607 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費													
加算・減算 名 実 施 体制			加算・減算 適用要件		加算・減算 名 実 施 体制		加算・減算 適用要件													
夜勤について	減算	97/100	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合 <平成12年厚生省告示第29号4イロ> イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき勤務条件に関する基準 (1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 第1号口(1)の規定を準用する。 第1号口(1) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が次のとおりであること。 a 指定期間入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が25以下の特別養護老人ホームにあっては、1以上 b 26以上60以下は、2以上 c 61以上80以下は、4以上 d 81以上100以下は、4以上 e 101以上は、4に、100を超えて25又はその端数を増すこと1に1を加えて得た数以上 f 6からまでの規定にかかわらず、次に掲げる条件のいずれにも適合する場合は、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数に応じてかからまでの規定に基づき算出される数(10分の1を乗じて得た数以上 夜勤時間帯を通じて、利用者の動向を熟知できる見守り機器(以下「見守り機器」とい)。を当該短期入所生活介護事業所の利用者の数以上設置していること。 ii 短期入所生活介護を通じて、夜勤を行う介護職員又は看護職員が情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。 iii 見守り機器及び情報を機器(以下「見守り機器等」という。)を活用する際の管理体制及びアセスの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員の他の職員の者と共にして、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。 (1) 夜勤を行なう居室による居室への訪問個別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保 (2) 夜勤を行なう職員の勤務時間の軽減及び勤務状況への配慮 (3) 夜勤を行なう職員による緊急時の体制整備 (4) 職員による職場等の定期的な換気 (5) 見守り機器等の定期的な点検 iv 指定期間入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が、60以下の場合は1以上、61以上の場合は2以上の介護職員又は看護職員が、夜勤時間帯を通じて常時配置されていること。 (2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 第1号口(2) 2のユニットごとに夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が1以上であること。	夜勤について	減算	97/100	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合 <平成12年厚生省告示第29号4イロ> イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 第1号口(1) 夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が次のとおりであること。 a 指定期間入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が25以下の特別養護老人ホームにあっては、1以上 b 26以上60以下は、2以上 c 61以上80以下は、4以上 d 81以上100以下は、4以上 e 101以上は、4に、100を超えて25又はその端数を増すこと1に1を加えて得た数以上 f 6からまでの規定にかかわらず、次に掲げる条件のいずれにも適合する場合は、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数に応じてかからまでの規定に基づき算出される数(10分の1を乗じて得た数以上 i 夜勤時間帯を通じて、利用者の動向を熟知できる見守り機器(以下「見守り機器」とい)。を当該短期入所生活介護事業所の利用者の数以上設置していること。 ii 短期入所生活介護を通じて、夜勤を行う介護職員又は看護職員が情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。 iii 見守り機器及び情報を機器(以下「見守り機器等」とい)を活用する際の管理体制及びアセスの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職員の者と共にして、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。 (1) 夜勤を行なう職員による居室への訪問個別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保 (2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 第1号口(2) 2のユニットごとに夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が1以上であること。	夜勤について	減算	97/100										
介護職員等 ベースアップ 等支援加算 Q&A	○	加算 16/1 000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に係し、指定訪問介護を行なう場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員等の他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じること。 外 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(1)から(3)までのいずれかを算定していること。	介護職員等 ベースアップ 等支援加算 Q&A	○	加算 16/1 000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に係し、指定訪問介護を行なう場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員等の他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じること。	新設												
介護職員等 ベースアップ 等支援加算 Q&A			介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに従えよい。  賃金のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol.1~4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 間1)	介護職員等 ベースアップ 等支援加算 Q&A			介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」とい)については、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又是決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要がある。  介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又是決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要がある。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でペア加算の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかっただなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事情が生じないよう、賃金改善計画書を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善額と、金額が賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適切である。なお、いつの場所であっても、加算額以上の賃金改善が実施されるることは必要である。(令和5年度 VOL2 間1)													

新								旧										
608 看護小規模多機能型居宅介護費								608 看護小規模多機能型居宅介護費										
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件				加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件						
定員超過利用減算	<input checked="" type="radio"/>	減算	70/100	登録者の数が市町村長に提出した運営規程に定められる登録定員を超えた場合	定員超過利用減算	<input checked="" type="radio"/>	減算	70/100	登録者の数が市町村長に提出した運営規程に定められる登録定員を超えた場合	人員基準欠如減算	従業者が指定地域密着型サービス基準に定める員数をおいていないこと。	従業者が指定地域密着型サービス基準に定める員数をおいていないこと。	サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所又は当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所において、訪問看護体制減算を届出している場合	サテ	減	97/100	サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所又は当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所において、訪問看護体制減算を届出している場合	
人員基準欠如減算				①サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所又は当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所において、訪問看護体制減算を届出している場合	②サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所又は当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所において、訪問看護体制減算を届出している場合	サテ	減	97/100	サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所又は当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所において、訪問看護体制減算を届出している場合	サテ	減	97/100	サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所又は当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所において、訪問看護体制減算を届出している場合					
介護職員等ベースアップ等支援加算	<input checked="" type="radio"/>	加算	17/1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 ＜平成27年厚生労働省告示第95号4の3＞ ノ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じてること。 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(ⅠからⅢまで)のいずれかを算定していること。	介護職員等ベースアップ等支援加算	<input checked="" type="radio"/>	加算	17/1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 ＜平成27年厚生労働省告示第95号4の3＞ イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じてること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(ⅠからⅢまで)のいずれかを算定していること。	新設								
介護職員等ベースアップ等支援加算Q&A				介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに倣えよいか。  貴見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol.1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)	介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。	介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合には、速やかに賃金規程を改定しベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかつた場合、原則として、ペア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要とえられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でペア加算の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てて段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 問1)												

新

## 609 地域密着型通所介護費

旧

## 609 地域密着型通所介護費

### 【地域密着型通所介護の加算・減算に関する要件 概要】

- 加算・減算に関する要件にについては、基本的に以下の3つにおいて規定しています。

報酬告示は加算・減算の基本的な要件を示すもの、留意事項通知・Q&Aはこれを補足するものとして定められています。

① 報酬告示	「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)
② 留意事項通知	「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月31日老若発第0331005号・老若発第0331018号)
③ Q&A	—

- 加算・減算によっては、以下において要件の詳細を規定しているものもあります。

④ 通所介護費等の算定方	「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」(平成12年2月10日厚生省告示第27号)
⑤ 利用者等告示	「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
⑥ 大臣基準告示	「厚生労働大臣が定める基準」(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
⑦ 区分支給限度基準額外	「介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額」(平成12年2月10日厚生省告示第38号)
⑧ 3%加算解釈通知	「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老若発0316第4号・老若発0316第3号)
⑨ 個別機能訓練加算等解釈通知	「リハビリテーション・個別機能訓練・栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老若発0316第3号・老若発0316第2号)

- 上記通知等のうち、令和3年度介護報酬改定により改正があった要件等については、厚生労働省HP(以下URL)に掲載しています。

令和3年度介護報酬改定について [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00034.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html)

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件	加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
定員超過利用減算	—	—	減算 70／100	<p><b>【報酬告示】別表2の2 注1</b>            イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、現に算定した時間ではなく、地域密着型通所介護計画(指定地域密着型サービス基準第27条第1項に規定する地域密着型通所介護計画をいう。以下同じ。)に記載された内容の指定地域密着型通所介護を行なうに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p> <p><b>【報酬告示】別表2の2 注2</b>            イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、現に算定した時間ではなく、地域密着型通所介護計画(指定地域密着型サービス基準第27条第1項に規定する地域密着型通所介護計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定地域密着型通所介護を行うに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p>	<p><b>【報酬告示】別表2の2 注1</b>            イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、現に算定した時間ではなく、地域密着型通所介護計画(指定地域密着型サービス基準第27条第1項に規定する地域密着型通所介護計画をいう。以下同じ。)に記載された内容の指定地域密着型通所介護を行なうに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p> <p><b>【報酬告示】別表2の2 注2</b>            イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、現に算定した時間ではなく、地域密着型通所介護計画(指定地域密着型サービス基準第27条第1項に規定する地域密着型通所介護計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定地域密着型通所介護を行うに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。</p>				
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の基本報酬への加算	○	加算	3／100	<p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</p> <p>可能である。この場合、令和4年度の算定においては、減少月にあっても基本的には一度3%加算を算定した際とは別の感染症や災害を理由とする場合のみ、再度同加算を算定する。ただし、利用者数が100分の5以上減少していることが必要である。算定方法の具体的例は別添(感染症や災害の影響により利用者数が減少した場合の基本報酬への3%加算 令和4年度の取扱い)を参照されたい。(令和3年度介護報酬改定に関するQ&amp;A(vol.3) (令和3年3月26日)問2)</p> <p>新型コロナウイルス感染症は、令和5年度も引き続き同加算や特例の対象となる感染症とされている(※)が、令和5年度も引き続き同加算や特例の対象となる感染症と考えよい。</p> <p>(※)通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方方に事務処理手順及び様式例の提示について(令和3年3月16日老若発0316第4号・老若発0316第3号)別紙1</p> <p>令和4年度中の利用者数の減少に基づき3%加算を算定した事業所が、令和5年度に再び同加算を算定することはできるか。</p> <p>(※)令和3年度介護報酬改定に関するQ&amp;A(vol.3) (令和3年3月26日)問21</p>	<p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</p> <p>可能である。この場合、令和4年度の算定においては、減少月にあっても基本的には一度3%加算を算定した際とは別の感染症や災害を理由とする場合のみ、再度同加算を算定する。ただし、利用者数が100分の5以上減少していることが必要である。算定方法の具体的例は別添(感染症や災害の影響により利用者数が減少した場合の基本報酬への3%加算 令和4年度の取扱い)を参照されたい。(令和3年度介護報酬改定に関するQ&amp;A(vol.3) (令和3年3月26日)問2)</p> <p>新型コロナウイルス感染症は、令和5年度も引き続き同加算や特例の対象となる感染症とある。なお、同年度中に同加算や特例の対象外とすることとなる場合は、事務連絡によりお知り下さい。</p> <p>(※)令和3年度介護報酬改定に関するQ&amp;A(vol.13) (令和5年2月15日)問1</p> <p>令和5年度においても算定可能である。この場合、令和5年度の同加算の算定に当たっては、減少月の利用者数が、令和4年度の1月当たりの平均利用者数から100分の5以上減少していることが必要である。算定方法の具体的例は別添(感染症や災害の影響により利用者数が減少した場合の基本報酬への3%加算 令和4年度の取扱い)を参照されたい。(令和3年度介護報酬改定に関するQ&amp;A(vol.13) (令和5年2月15日)問2)</p>				

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件	加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	11／1 000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の資金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 イ 介護職員その他の職員の資金改善について、資金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて資金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる資金改善に該する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	11／1 000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の資金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号>403> イ 介護職員その他の職員の資金改善について、資金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて資金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる資金改善に該する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A				<b>[Q&amp;A]</b> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">Q</td> <td style="text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <td>① 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善 支援 補助金の 取扱いに倣えればよいか。</td> <td>貴見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善補助金に関するQ&amp;A vol. 1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)</td> </tr> <tr> <td>② 介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の資金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる資金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の資金改善を実施しているものの、利用者の増加等によりベースアップ等の加算額が資金改善計画で想定していた額を超える場合は、ベースアップ等による資金改善額が、その他の職員の資金改善額の三分の二以上である場合には、速やかに完全規程を改定し、ベースアップ等の増額を認めるべきであり、こうした措置が図らなかった場合、原則として、ベースアップの要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、資金改善期間の終盤に、予見できない事情でベースアップの加算額が資金改善計画書で想定していた額を上回り、資金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事が生じないよう、資金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による資金改善見込額が、全体の資金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう改定することが適当である。なお、いすれの場合であっても、加算額以上の資金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 問1)</td> </tr> </table>	Q	A	① 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善 支援 補助金の 取扱いに倣えればよいか。	貴見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善補助金に関するQ&A vol. 1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)	② 介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の資金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる資金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の資金改善を実施しているものの、利用者の増加等によりベースアップ等の加算額が資金改善計画で想定していた額を超える場合は、ベースアップ等による資金改善額が、その他の職員の資金改善額の三分の二以上である場合には、速やかに完全規程を改定し、ベースアップ等の増額を認めるべきであり、こうした措置が図らなかった場合、原則として、ベースアップの要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、資金改善期間の終盤に、予見できない事情でベースアップの加算額が資金改善計画書で想定していた額を上回り、資金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事が生じないよう、資金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による資金改善見込額が、全体の資金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう改定することが適当である。なお、いすれの場合であっても、加算額以上の資金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 問1)
Q	A								
① 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善 支援 補助金の 取扱いに倣えればよいか。	貴見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善補助金に関するQ&A vol. 1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)								
② 介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の資金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる資金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の資金改善を実施しているものの、利用者の増加等によりベースアップ等の加算額が資金改善計画で想定していた額を超える場合は、ベースアップ等による資金改善額が、その他の職員の資金改善額の三分の二以上である場合には、速やかに完全規程を改定し、ベースアップ等の増額を認めるべきであり、こうした措置が図らなかった場合、原則として、ベースアップの要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、資金改善期間の終盤に、予見できない事情でベースアップの加算額が資金改善計画書で想定していた額を上回り、資金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事が生じないよう、資金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による資金改善見込額が、全体の資金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう改定することが適当である。なお、いすれの場合であっても、加算額以上の資金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 問1)									

新設

新

## 701 介護予防認知症対応型通所介護費

### 【介護予防認知症対応型通所介護の加算・減算に関する要件 概要】

- 加算・減算に関する要件については、基本的に以下の3つにおいて規定しています。

報酬告示は加算・減算の基本的要素を示すもの、留意事項通知・Q&Aはこれを補足するものとして定められています。

① 報酬告示	「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第128号)
② 留意事項通知	「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発0331018号) ※ 同通知第3の規定により、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照。
③ Q&A	-

- 加算・減算によっては、以下において要件の詳細を規定しているものもあります。

④ 通所介護費等の算定方 法	「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」(平成12年2月10日厚生省告示第27号)
⑤ 利用者等告示	「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
⑥ 大臣基準告示	「厚生労働大臣が定める基準」(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
⑦ 区分支給限度基準額外 告示	「介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額」(平成12年2月10日厚生省告示第38号)
⑧ 3%加算解釈通知	「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第4号・老老発0316第3号)
⑨ 個別機能訓練加算等解 釈通知	「リハビリテーション・個別機能訓練・栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第3号・老老発0316第2号)

- 上記通知等のうち、令和3年度介護報酬改定により改正があった要件等については、厚生労働省HP(以下URL)に掲載しています。

令和3年度介護報酬改定について [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00034.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html)

旧

## 701 介護予防認知症対応型通所介護費

### 【介護予防認知症対応型通所介護の加算・減算に関する要件 概要】

- 加算・減算に関する要件については、基本的に以下の3つにおいて規定しています。

報酬告示は加算・減算の基本的要素を示すもの、留意事項通知・Q&Aはこれを補足するものとして定められています。

① 報酬告示	「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第128号)
② 留意事項通知	「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発0331018号) ※ 同通知第3の規定により、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の相当単位数における取扱いを参照。
③ Q&A	-

- 加算・減算によっては、以下において要件の詳細を規定しているものもあります。

④ 通所介護費等の算定方 法	「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」(平成12年2月10日厚生省告示第27号)
⑤ 利用者等告示	「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
⑥ 大臣基準告示	「厚生労働大臣が定める基準」(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
⑦ 区分支給限度基準額外 告示	「介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額」(平成12年2月10日厚生省告示第38号)
⑧ 3%加算解釈通知	「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第4号・老老発0316第3号)
⑨ 個別機能訓練加算等解 釈通知	「リハビリテーション・個別機能訓練・栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第3号・老老発0316第2号)

- 上記通知等のうち、令和3年度介護報酬改定により改正があった要件等については、厚生労働省HP(以下URL)に掲載しています。

令和3年度介護報酬改定について [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00034.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html)

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
定員超過利用減算	-	-	減算 70／100	<b>【報酬告示】別表1 注1</b> 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下同じ。)第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に指定地域密着型介護予防サービス基準第9条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)に該当する場合に、定員超過のところによる。
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の基本報酬への加算	○	加算	3／100	<b>【報酬告示】別表1 注1</b> 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に指定地域密着型介護予防サービス基準第9条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)に該当する場合に、定員超過のところによる。  <b>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</b> 厚生労働大臣が定める介護予防認知症対応型通所介護費の算定方法
				(14) 感染症や災害によって利用延人員数の減少が生じた場合にあっては、基本的に一度3%加算を算定した際と別に感染症や災害を事由とする場合のみ、再度同加算を算定することが可能である。この場合、令和4年度の算定にあたっては、減少月の利用延人員数が、令和3年度の1月当りの平均利用延人員数から100分の5以上減少していることが必要である。算定方法の具体的な算定方法は別添「感染症や災害の影響により利用延人員数が減少した場合の基本報酬への3%加算」(令和4年度の取扱い)を参照されたい。(令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.11問2))  (15) 新型コロナウイルス感染症は、3%加算や規模区分の特例の対象となる感染症とされている。(※)が、令和5年度も引き続き同加算や特例の対象となる感染症と考えてよい。  (16) 令和4年度中の利用延人員数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について。(令和3年3月16日老認発0316第4号・老老発0316第3号)別紙1  <b>感染症や災害の発生を理由とする利用延人員数の減少の場合は、令和4年度の算定に当たっては、減少月の利用延人員数が、令和4年度の1月当りの平均利用延人員数から100分の5以上減少していることが必要である。算定方法の具体的な算定方法は別添「感染症や災害の影響により利用延人員数が減少した場合の基本報酬への3%加算」(令和4年度の取扱い)を参照されたい。(※)令和3年度介護報酬改定に関するQ&amp;A(vol.13) (令和5年2月15日問1)  <b>感染症や災害の発生を理由とする利用延人員数の減少の場合は、令和5年度においても算定可能である。この場合、令和5年度の同加算の算定に当たっては、減少月の利用延人員数が、令和4年度の1月当りの平均利用延人員数から100分の5以上減少していることが必要である。算定方法の具体的な算定方法は別添「感染症や災害の影響により利用延人員数が減少した場合の基本報酬への3%加算」(令和4年度の取扱い)を参照されたい。(※)令和3年度介護報酬改定に関するQ&amp;A(vol.13) (令和5年2月15日問2)</b></b>

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件	加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件				
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	23／1 000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員等の他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員等の他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までにいずれかを算定していること。	○	加算	23／1 000	新設				
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A				<p><b>[Q&amp;A]</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>Q</th> <th>A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに岱ればよいか。</td> <td>貴見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&amp;A vol. 1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合、加算額を返還させる必要はあるか。</td> <td>介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善条件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりペア加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合に、速やかに賃金規制を改定してベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかつた場合、原則として、ペア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でペア加算の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規制の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 問1)</td> </tr> </tbody> </table>		Q	A	①	介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに岱ればよいか。	貴見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol. 1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)	②	介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合、加算額を返還させる必要はあるか。	介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善条件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりペア加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合に、速やかに賃金規制を改定してベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかつた場合、原則として、ペア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でペア加算の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規制の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 問1)
	Q	A											
①	介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善支援補助金の取扱いに岱ればよいか。	貴見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol. 1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)											
②	介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合、加算額を返還させる必要はあるか。	介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ペア加算」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働大臣告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善条件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりペア加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかつた場合に、速やかに賃金規制を改定してベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかつた場合、原則として、ペア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でペア加算の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規制の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかつたなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 問1)											

新				旧				
702 介護予防小規模多機能型居宅介護費				702 介護予防小規模多機能型居宅介護費				
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算名	実施	体制	加算・減算	
登録定員超過減算	<input checked="" type="radio"/>	減算	70/100	登録者の数が市町村長に届け出た運営規程に定められている登録定員を超えた場合	登録定員超過減算	<input checked="" type="radio"/>	70/100	
人員基準欠如減算				従業者を指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に定める員数を置いていないこと	従業者を指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に定める員数を置いていないこと			
小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員を非常勤として配置している場合、非常勤として勤務している時間帯以外の時間帯に、居宅介護支援事業所の介護支援専門員を常勤として配置することができる。(平成27年厚生労働省告示第95号)の記載による。				小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が行うことになっている業務を適切に行なうことができる。このためには、非常勤で勤務している時間帯において、居宅介護支援事業所の介護支援専門員やグループホームの計画作成等の業務をすることが可能である。	小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員を非常勤として配置している場合、非常勤として勤務している時間帯以外の時間帯に、居宅介護支援事業所の介護支援専門員やグループホームの計画作成等の業務をすることが可能である。			
介護職員等ベースアップ等支援加算	<input checked="" type="radio"/>	加算	17/1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。	介護職員等ベースアップ等支援加算	<input checked="" type="radio"/>	17/1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善 支援補助金の 取扱いに倣えよいか。				貴見のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol.1～4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)				
介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。				介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ベースアップ」という。)については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)において、介護職員及びその他の職員のそれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「ベースアップ等」という。)に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりベースアップ加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合には、追加で賃金規程を改定しベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が認められない場合、原則として、ベースアップの要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でベースアップ加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかったなど、合理的な事情が認められる場合は、これ限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。(令和5年度 VOL2 問1)	新設			

新							旧										
703 介護予防認知症対応型共同生活介護費							703 介護予防認知症対応型共同生活介護費										
加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件			加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件						
夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合			減算	97/100	厚生労働大臣が定める夜勤を行なう職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合  <平成12年厚生省告示第29号第10号> 第3号の規定を準用する。 <平成12年厚生省告示第29号第9号>			夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合			減算	97/100	厚生労働大臣が定める夜勤を行なう職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)を満たさない場合  <平成12年厚生省告示第29号第10号> 第3号の規定を準用する。 <平成12年厚生省告示第29号第9号>				
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	23/1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県効率に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対して、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員等の他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回りかつ、介護職員及びその他の職員のそれをついて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じてること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(ⅠからⅢ)までのいずれかを算定していること。			介護職員等ベースアップ等支援加算	○	加算	23/1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県効率に届出した指定訪問介護事業所が、利用者に対して、指定訪問介護を行った場合。 <平成27年厚生労働省告示第95号4の3> イ 介護職員等の他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回りかつ、介護職員及びその他の職員のそれをついて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じてること。 ホ 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(ⅠからⅢ)までのいずれかを算定していること。						新設
介護職員等ベースアップ等支援加算 Q&A				介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは介護職員処遇改善 支援補助金の取扱いに倣えよいか。  介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。		貴重のとおり。 介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A vol. 1~4)を参照すること。(令和5年度 VOL1 問1)	介護職員等ベースアップ等支援加算					介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。					